

平岡会計だより

2025.8 Vol. 188

発行元



税理士法人 平岡会計事務所
大阪府中央区天満橋京町1番26号
尼信天満橋ビル7階
TEL06(6966)5858 FAX06(6966)5868
<http://www.hiraoka-kaikei.jp/>

<目次>

税務》低額で資産を売却した場合.....	P 2
特集》「相続税の壁」って何ですか?.....	P 3
労務》キャリアアップ助成金新コース.....	P 4

～ 事前確定届出給与のリスク ～

平成18年改正で導入された事前確定届出給与という制度を適用される会社が増加するに伴い税務調査で否認される事例が散見されるようになりました。

事前確定届出給与は、役員に対し支給する賞与について、株主総会等であらかじめ決議（確定）した支給時期と支給金額を総会后1月以内に税務署へ届出て、その届出どおりに支給した場合に限り、法人税の計算において損金算入を認めるという制度です。

裁判まで争い納税者敗訴となった最近の事例ですが、3月決算法人が株主総会で代表取締役に対し7月15日に1,000万円、12月15日に1,800万円を賞与支給する決議をして税務署に届出をしました。実際に支給した金額は、7月は届出どおり1,000万円でしたが、12月は届出より少ない1,500万円でした。

その後、税務調査により届出どおりの支給ではなかったとして、7月と12月に支給した役員賞与の合計2,500万円の全額が損金算入できないとして、更正処分を受けました。

役員賞与が損金として認められるには厳しい条件があります。この制度の趣旨と要件を理解し、決議した内容をしっかり管理する必要があります。（梅野広二）



～低額で資産を売買した場合～

不動産や株式、車両などの資産を売買したいが安い金額で取引しても問題ないか？というご質問を受けることがあります。税法上、時価ではない金額で資産の売買をした場合には思わぬ税金がかかることがあります。今回は、**個人と法人間で時価よりも低い価格で売買**が行われる「低額譲渡」について、取得価格300万の土地（時価1,000万）を400万円で売買した場合を例にご説明します。

～個人から法人への低額譲渡～

【売り手の個人について】

資産を時価の2分の1未満（無償譲渡も含む）で売却した場合には、**時価により売却**があったものとみなして、譲渡所得に対して所得税がかかります（みなし譲渡所得）。

そのため400万での売却であっても「時価1,000万－取得価格300万＝700万」の譲渡所得に対して所得税がかかります。

また、時価の2分の1以上で法人に売却する場合であっても、その売却が同族会社への売却の場合には時価で売却したものとされる場合がありますので注意が必要です。

【買い手の法人について】

資産を時価で購入した事となり、**時価と購入価格との差額は受贈益**となり、法人税がかかります。

（仕訳）	土地	1,000万（時価）	現預金	400万
			受贈益	600万

法人税法では時価の2分の1未満の著しく低い価額で譲渡を受けた場合に該当しなくても譲渡時の時価に比して低い価額で譲渡を受ければ、差額については受贈益が発生することになります。

【買い手の法人の株主について】

同族会社に時価より著しく低い価格で資産を売却した事により、その**会社の株価が増加した場合**は、増加した金額を売り手から買い手の株主へ贈与があったものとして、**株主にも贈与税がかかる**ことがあります。

～法人から個人への低額譲渡～

【売り手の法人について】

資産を低額で売却した場合、その資産を**時価で売却した**ものとして法人税がかかります。

（仕訳）	現預金	400万	土地	300万
	賞与・寄付金	600万	売却益	700万

時価1,000万と取得価格300万との差額700万は「売却益」となり、時価1,000万と売買価格400万の差額600万は「賞与・寄付金」となります。この賞与・寄付金600万は、法人と個人間に従業員や役員として雇用関係等があれば「賞与」となり、役員への賞与の場合「事前確定届出給与」に該当しない限りは損金になりません。また雇用関係がなければ「寄付金」となりますが、寄付金も一定の限度額を超える部分は損金になりません。

そのため売却益700万の大部分に法人税がかかることとなります。

【買い手の個人について】

時価と売買価格の差額は経済的利益と認められ所得税がかかります。

法人と個人間に雇用関係等（従業員・役員）があれば「給与所得」となり、雇用関係がなければ「一時所得」となります。

資産の売買については上記の様な複雑な取り扱いがある上に、「時価」がいくらになるかという問題もありますので、資産の売却時は事前にご相談をいただければと思います。

（作成：辻川裕哉）



「相続税の壁」ってなんですか？

給与所得者にとって所得税が課税されるボーダーラインを「年収の壁」と呼ばれますが、相続税にも「相続税の壁」が存在します。相続した財産の額から一定の債務や葬式費用などを差し引いた後の金額が「基礎控除額」を超えると相続税が課税されます。つまり、この基礎控除額が「相続税の壁」です。

【1】相続税の基礎控除額の計算方法

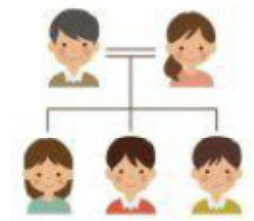
基礎控除額は、法定相続人の数で決まります。計算式は次のとおりです。

【基礎控除額の計算式】

基礎控除額＝3,000万円＋600万円×法定相続人の数

例えば、法定相続人が3人なら基礎控除額は4,800万円です。

この場合、正味の財産が4,800万円までであれば、さほど相続税の心配はしなくてよいということになります。



【2】相続人の範囲とは

相続人の範囲は、民法で定められています。まず、配偶者は常に相続人となり、配偶者の以外の人、下図の順序で配偶者と共に相続人となります。

相続人の範囲(亡くなった方との関係)

配偶者	＋	第1順位	子供 子供が死亡している場合は、その子供の子供や孫等
		第2順位	父母や祖父母など 父母も祖父母もいるときは、父母が優先
		第3順位	兄弟姉妹 兄弟姉妹が死亡しているときは、その人の子供

【3】法定相続人の数

法定相続人の数は、上記の「相続人」の数とは異なります。以下の2点にご注意ください。

① 相続を放棄した方がいる場合

相続人が相続の放棄をしても、その放棄がなかったものとして数えます。

(例) 子Aと子Bのうち、子Bが相続を放棄→相続人は子Aのみ、法定相続人の数は2人(子Aと子B)

② 養子がいる場合(実子がいるかどうかで、数え方が次のように異なります)

実子の有無	養子の数え方	例
いる場合	養子のうち1人までを法定相続人に含める	実子1人＋養子3人 →法定相続人は2人(実子1人＋養子1人)
いない場合	養子のうち2人までを法定相続人に含める	実子0人＋養子3人 →法定相続人は2人(養子2人)

以上のことから、法定相続人の数を推定し、ご自身にとって「相続税の壁」となる正味の財産の額はいくらぐらいになるのかを試算しておくといよいでしょう。相続税の計算においては、課税されないものや一定の方については税額を軽減してもらえる制度などがあります。また、財産の評価方法についても一定のルールがあるため、試算される際には注意しましょう。

国税庁 HP「[No. 4152 相続税の計算](#)」、「[令和5年分 相続税の申告事績の概要](#)」

財務省 HP「[親が亡くなりました。遺産を相続する場合にどのような税金がかかるのですか？](#)」

キャリアアップ助成金新コース

社会保険の「年収の壁」対策として、キャリアアップ助成金に「**短時間労働者労働時間延長支援コース**」（以下、新コース）が設けられました。7月1日開始です。従来の「社会保険適用時処遇改善コース」（以下、従来のコース）では「年収106万円の壁」への対応が対象ですが、新コースは「年収130万円の壁」にも対応しています。

どちらも、雇用する短時間労働者や有期雇用労働者が「年収の壁」を超え、新たに社会保険の被保険者となることを支援するものです。

従来のコースは令和8年3月31日までの暫定措置です。それまでの間、同コースの労働時間延長メニューまたは併用メニューについては、新コースに切り替えることができます。新コースの助成額は下表のとおりです。

【1年目】複数年かけて週所定労働時間の延長等に取り組み、社会保険に加入する場合も対象

要件		1人当たりの助成額	
週所定労働時間の延長	賃金の増加	中小企業	小規模企業※
5時間以上	—	40万円	50万円
4時間以上5時間未満	5%以上		
3時間以上4時間未満	10%以上		
2時間以上3時間未満	15%以上		

【2年目】社会保険加入時点の取り組み内容（1年目）と2年目の取り組み実施後（2年目）で比較

要件		1人当たりの助成額	
週所定労働時間の延長	賃金の増加	中小企業	小規模企業※
労働時間を更に2時間以上延長	—	20万円	25万円
—	基本給を更に5%以上増加 または昇給、賞与 もしくは退職金制度の適用		

※小規模企業とは常時雇用する労働者の数が30人以下である事業主を指します。

○注意点

対象となる労働者は、社会保険加入日の6か月前の日以前から継続して雇用され、社会保険の加入要件を満たさない条件で就業していた者になります。

（作成：土谷真生）



－編集後記－

いつの間にか梅雨が明け、朝から蝉の声が全力すぎてその声で目が覚めてしまいます。そして何より暑いです。最近、日傘をさす男性の姿も年々増えているように感じます。朝の通勤だけで汗だくになり、ひと仕事終えた気分にもなってしまいます。

またこの暑さに負け、冷たい飲み物やアイスクリーム、特にスイカに頼りがちで、最近では「かき氷の美味しいお店」を検索してしまいます・・とはいえ体がだるくならないように、なるべく温かいごはんも食べるよう気をつけています。まだまだ厳しい暑さが続きますが、皆さまも無理せず水分補給と休憩を忘れず、元気にお過ごしください。

（川口）